

住民異動届出の方式等に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「政令」という。）及び住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、住民基本台帳法（昭和42年法律81号）第27条に規定する住民異動届出の方式等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 届出書 政令第26条に規定する書面をいう。
- (2) 届出人 現に住民異動届出の任に当たっている者をいう。
- (3) 本人 異動する者又は世帯主をいう。
- (4) 代理人 法定代理人又は任意代理人（次のいずれかに該当する者とする。）をいう。
 - ア 本人と同一世帯の者
 - イ ア以外の者であつて、本人の委任状を持参した者
 - ウ ア又はイ以外の者であつて、異動する者の配偶者、3親等内の血族又は1親等内の姻族である者
- (5) 使者 本人が作成した届出書及び届出書の提出を依頼した旨を記載した書類を、窓口を持参した者をいう。

(確認書類の種類)

第3条 省令第8条第1号の規定により市長が適当と認める書類は、戸籍及び住民基本台帳等の事務における本人確認の事務処理手順を定める要綱（以下「本人確認要綱」という。）第2条別表Aの部に掲げるいずれかの書類（有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る。）とする。

2 省令第8条第2号の規定により市長が適当と認める書類は、本人確認要綱第2条別表Bの部に掲げるいずれかの書類（有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る。）とする。

(確認書類の確認方法)

第4条 職員は、届出人から前条第1項又は第2項の書類（以下「確認書類」という。）の提示があつたときは、次のとおり確認を行うものとする。

- (1) 確認書類が有効期限内であること。
- (2) 届出書に記載された届出人の住所及び氏名が、提示された確認書類の住所及び氏名（写真なし住民基本台帳カードにあつては氏名のみとし、パスワードの入力により端末装置の画面に表示された本人確認情報が当該届出書の情報と一致することを検証するものとする。）と一致することを検証する。ただし、確認書類に記載された住所が

前住所である場合及びが旧姓である場合は本人確認要綱第2条第3項の規定を準用し、
検証することができる。

- (3) 顔写真付確認書類にあっては、当該写真が届出人の顔と一致することを検証する。
 - (4) 届出書に、提示のあった確認書類の種類を記録する。
 - (5) 届出人が代理人（第2条第4号アに規定する者を除く。）又は使者であるときは、
当該届出人の同意を得て、提示のあった確認書類の写しを作成し、届出書に添付する。
- 2 職員は、届出人から確認書類の写しを添付して郵送による届出があったときは、次の
とおり確認を行うものとする。
- (1) 確認書類が有効期限内であること。
 - (2) 届出書に記載された届出人の住所及び氏名が、添付された確認書類の写しの住所及
び氏名と一致することを検証する。ただし、確認書類に記載された住所が前住所であ
る場合及び氏が旧姓である場合は本人確認要綱第2条第3項の規定を準用し、
検証することができる。
 - (3) 届出書に、添付のあった確認書類の写しの種類を記録する。
 - (4) 届出書に、添付のあった確認書類の写しを添付して保存する。
- (届出の本人への通知)

第5条 省令第8条第2号の規定により市長が適当と認める方法は、住民異動届出があつ
た旨の本人に対する通知（以下「本人通知」という。）とし、次の各号に掲げる場合
において、送付することとする。

- (1) 届出人から確認書類の提示（郵送による届出においては添付）がない場合。ただし、
支援措置対象者を除く。
 - (2) 届出人が代理人（第2条第4号イ又はウに規定する者に限る。）である場合。
 - (3) 届出人が使者である場合。
 - (4) その他市長が必要であると認める場合。
- 2 職員は、前項の規定に基づき本人通知を行うときは、当該届出人に本人通知を行うこ
とを口頭（郵送による届出にあっては文書）により説明し、届出書に本人通知が必要で
ある旨を記録する。
- 3 本人通知に記載する事項は、届出年月日、届出場所、届出の種類、届出による異動者
及び届出があつた旨とする。
- 4 本人通知は、異動前の住所（異動前の住所がない届出等異動前の住所に送付すること
ができない場合は異動後の住所）に、本人（当該届出による異動前の世帯主が異動する
場合にあつては、当該届出による異動前の世帯主、異動前の世帯主が異動しない場合
にあつては、異動者のうち最年長の者）の異動前の氏名あて親展で転送不要郵便により送
付するものとする。
- 5 職員は、前項の規定に基づき本人通知を送付したときは、届出書に本人通知を行った
旨を記録する。

(返送された文書の保存)

第6条 前条第4項の規定により送付された文書が、宛先不明等により返送された場合は、当該文書を編綴する。

(代理人等の権限の確認方法)

第7条 職員は、省令第8条の3の規定により届出人から委任状又は届出書の提出を依頼した旨を記載した書類の提出があったときは、次のとおり確認を行うものとする。

(1) 委任状又は届出書の提出を依頼した旨を記載した書類に次に掲げる事項が記載されていること。

ア 本人の住所及び氏名（自署又は記名押印）

イ 代理人又は使者の住所及び氏名

ウ 住民異動届出を依頼した旨又は届出書の提出を依頼した旨

エ 依頼年月日

(2) 届出書に記載された届出人の住所及び氏名が、委任状又は届出書の提出を依頼した旨を記載した書類の住所及び氏名と一致することを検証する。

(3) 届出書に、委任状又は届出書の提出を依頼した旨を記載した書類を確認したことを記録する。

2 省令第8条の3第3号の規定により市長が適当と認める方法は、届出人が代理人（第2条第4号ウに規定する者に限る。）であるとき、戸籍等により異動する者からみた届出人の続柄を確認する方法とする。

3 職員は、前項の規定により続柄を確認したときは届出書に異動する者からみた届出人の続柄を記録する。

(委任)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市民課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月8日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年2月2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から実施する。